

新一年生保護者 各位

港区立高松中学校
校長 鈿持 利行
(公印省略)

令和2年度 学校納入金について

本校では、学校納入金を「ゆうちょ銀行自動払込サービス」にて取り扱っております。
詳細は下記のとおりとなっておりますので、ご確認いただけますよう、お願い申し上げます。

納入金の内容

給食費	324円(1食単価)×188食 年額 60,912円 (給食提供日数に変更になる場合がございます。)
教材費	20,000円程度 補助教材、写真、ファイル、実習材料等を購入します。
修学旅行 積立金	1年生と2年生のみ 年額35,000円
PTA会費	1世帯当り 年額 6,000円 (500円/月×12月) 兄弟姉妹で在学されている場合は、上の学年より引落しいたします。

*1件の引落としにつき10円の手数料がかかります。

月別納入金額(令和元年度実績) ※令和2年度の金額は、4月下旬にお知らせします。

	引落日	5月9日	6月5日	7月5日	9月5日	10月7日	11月5日	12月5日	1月9日	2月5日	合計
1年	給食費	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624	6,624	59,616
	教材費	4,500	4,500	4,500	4,500						18,000
	積立金	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	4,600	35,000
	PTA会費		6,000								6,000
	合計	14,924	20,924	14,924	14,924	10,424	10,424	10,424	10,424	11,224	118,616
2年	給食費	6,588	6,588	6,588	6,588	6,588	6,588	6,588	6,588	6,588	59,292
	教材費	3,500	2,500								6,000
	積立金	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	3,800	4,600	35,000
	PTA会費		6,000								6,000
	合計	13,888	18,888	10,388	10,388	10,388	10,388	10,388	10,388	11,188	106,292
3年	給食費	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	59,940
	教材費	10,000	10,000	7,500	7,500						35,000
	PTA会費		6,000								6,000
	合計	16,660	22,660	14,160	14,160	6,660	6,660	6,660	6,660	6,660	100,940

納入方法

引落口座	学校にお届けいただいたゆうちょ銀行の口座より引落しいたします。
引落回数	9回(8月を除く、5月から2月まで)
引落日	毎月5日、再引落日は20日です(土・日・祝日の場合は翌営業日)。 なお、5月と1月は、11日に引落しいたします(再引落しは20日です)。 初回引落日に間に合わない場合は、再引落日の前日までに入金してください。

港区では、「学習活動支援保護者負担軽減事業」として、補助教材と学習材料の一部について、購入補助を行っています。

ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

【担当】 事務室 辻 03-3441-6247

証明書等の発行について

1 『通学証明書』(通学定期用) について

公共交通機関を利用して港区立高松中学校に通学する為の、通学用定期購入に必要な通学証明書を発行するための申請です。

港区教育委員会に届け出している住所地からの通学のみ発行します。

(習い事や遊びのために定期券の区間を学割で延長することはできません。)

本日は、事務室入り口に「通学証明書申込書」と記入した申込書を入れる袋を用意しておりますので、通学経路がすでに決まっている方のみお申込みください。

経路が未定の方は、記入用紙をお持ち帰りください。

本日申込みをされた方には、入学式当日にお渡しができるように準備いたします。

受取りは事務室になりますので、入学式のお帰りの際にお受取りください。

新学期の開始以降は、いつでも事務室で申し込みが可能です。

2 『学割証明書』(帰省・旅行・学校が認めた教育活動など) について

片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合、割引普通乗車券を購入できる「学割証明書」を発行します。「学割証申込書」に必要事項をご記入の上、保護者印、担任印を押印後、事務室へお申し込みください。

3 『在学証明書』(在留申請・扶養等の証明など) について

申請生徒が港区立高松中学校に在籍していることを証明する申請です。

「証明書交付願」を記入の上、事務室へお申し込みください。

令和2年2月29日

新一年生保護者 各位

港区立高松中学校
校長 釵持 利行

学校納入金の手続きについて

本校では、学校納入金（給食費・教材費・積立金・PTA会費）の引落しを「ゆうちょ銀行自動払込サービス」にて納入していただいております。

つきましては、下記の要領で手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

記

1. ゆうちょ銀行の総合口座を開設してください。

既にお持ちの方は新たに開設する必要はございません。口座をお持ちでない方は、お近くのゆうちょ銀行にて総合口座を開設してください。

2. 「自動払込利用申込書」（緑色の印刷物）を記入し、ゆうちょ銀行へ提出してください。

【記入上の注意】

- ① 3枚複写となっておりますので黒ボールペンでしっかりと記入してください。
- ② 記号番号欄の番号は右詰めで記入してください。
- ③ 印鑑はゆうちょ銀行にお届けの印鑑を押してください。
- ④ 備考欄には学年、生徒氏名を記入してください。
兄弟姉妹が在校生の場合は、兄弟姉妹の学年と氏名も合わせて記入してください。
*別紙「記入例」をご覧ください。

【提出場所】

提出していただくのはお近くのゆうちょ銀行です。

提出の際は、確認のため通帳と印鑑を持ってゆうちょ銀行で手続きをしてください。捺印が不鮮明である等、印鑑が必要になる場合がございますので、お届け印として登録している印鑑を持参していただくことをお勧めします。

【提出期間】

3月2日(月) ~ 3月20日(金) 厳守

上記期間内にお近くのゆうちょ銀行で手続きをしてください。

*手続きが遅れますとゆうちょ銀行から学校への連絡が遅くなりますので期限厳守をお願いします。

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。
 ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。
 ※最近お受取りになった領収書をお持ちの場合は、窓口にご提示ください。

記入例

お申込人(口座名義人)	おところ	郵便番号 (108 - 0074)		港区高輪 1-16-25		
	おなまえ	フリガナ	タカ マツ ハナ コ		高松花子 様	
	日中ご連絡先電話番号	<input checked="" type="radio"/> 携帯 <input checked="" type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅	000-0000-0000			
記号番号	記号	▲	番号(8桁未満の場合は右詰め記入し、その頭部の空欄には「0」をご記入ください)			
	1 0 1 0 0		1 2 3 4 1 2 3 1			
▲ 通帳に記載のある方のみご記入ください。						▲ 2枚目にもご捺印ください。



▼お申込みの日から払込みが開始される日までの期間を1か月以上あけてご記入ください。 ▼払込日は収納加入者さまにご確認の上、ご記入ください。

加入者名	港区立高松中学校	
口座番号	00180-0-175793	
払込開始月	2 年 5 月から	払込日 毎月 5 日 (再払込日 20 日) 土・日・祝日の場合は翌営業日

払込金の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電気料金 20	<input type="checkbox"/> 住宅使用料 25	<input type="checkbox"/> 授業料等 29	<input type="checkbox"/> 割賦代金 34	
	<input checked="" type="checkbox"/> ガス料金 21	<input type="checkbox"/> 公庫償還金 26	<input checked="" type="checkbox"/> 購読料 31	<input type="checkbox"/> 税金 35	
	<input type="checkbox"/> 水道料金 22	<input type="checkbox"/> 育英会返還金 27	<input type="checkbox"/> 年金保険 32	<input checked="" type="checkbox"/> 学納金 30	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電話料金 23	<input type="checkbox"/> 各種保険料 28	<input checked="" type="checkbox"/> 会費 33	<input type="checkbox"/>	30

▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。

ご契約者	おところ	郵便番号 (-)
	おなまえ	フリガナ
	日中ご連絡先電話番号	<input checked="" type="radio"/> 携帯 <input checked="" type="radio"/> 会社 <input type="radio"/> 自宅

備考	1年. 高松 次郎	3年. 高松 一郎
	日附印	

平成31年度（2019年度） 就学援助のお知らせ

港区教育委員会

港区では、お子さまが安心して学習ができるよう、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者の方に、ご家庭の事情に応じて学用品費や給食費等の援助をしています。

内容をよくお読みのうえ、ご希望の方は、必ず提出してください。

※ 申請は年度単位です。前年度に援助を受けられた方も必ず提出してください。また、小学校入学前に「新入学学用品費受給申請書兼口座振替依頼書（黄色の申請書）」を提出した方についても、入学後も引き続き就学援助の受給を希望される場合は、必ず提出してください。

※ 「平成31年度（2019年度） 就学援助のお知らせ」「就学援助費受給申請書兼口座振替依頼書」「提出用封筒（教育委員会事務局あて）」の3点がお手元にあるかご確認ください。

■ 援助を受けられる方

○ 港区にお住まいの、国公立の小中学校に在学する児童・生徒の保護者で以下のいずれかに該当する方

(1) 生活保護を受けている方

(2) 児童扶養手当を受けている方

※ 児童扶養手当とは、母子または父子家庭等の経済的自立と生活の安定を図るための手当です。児童手当とは異なります。

(3) 昨年（平成30年1月～12月）の所得額が基準所得額に該当する方

※ 援助を受けられる目安となる基準所得額は、家族構成・年齢・人数等の条件により、各ご家庭で異なります。なお、基準所得額は生活保護基準をもとに算出しています。

《例》	世帯人数	家族構成（モデルケース）	基準所得額の目安
	2人	母30歳・子(小1=6歳)	約294万円以下
	3人	父35歳・母30歳・子1人(小2=7歳)	約362万円以下
	4人	父40歳・母35歳・子2人(中1=12歳、小3=8歳)	約436万円以下
	5人	父40歳・母40歳・子3人(中2=13歳、小4=9歳、2歳)	約495万円以下
	6人	父45歳・母40歳・祖母70歳 子3人(中3=14歳、小5=10歳、5歳)	約549万円以下

※ 所得額 ①給与所得者の場合は、源泉徴収票の『給与所得控除後の金額』

②事業所得者の場合は、『年間総収入から必要経費を差し引いた金額』

※ 家族構成は、原則として住民登録によりますが、保護者の方が単身赴任している場合等は、構成員に含めます。なお、申請書に記載の家族構成が住民登録と異なる場合は、状況の確認のため、生計関係の確認をさせていただくことがあります。

※ 生計が同一の家族全員の所得を合算した額で、認定の審査をします。

○ 港区以外にお住まいの方は対象になりません。

申請については、お住まいの区市町村の教育委員会へご相談ください。

平成31年2月14日

保護者のみなさま

港区教育委員会事務局
学務課長 山本 隆司
(公印省略)

給食費の算定方法の変更について(お知らせ)

日頃は安全・安心な学校給食の運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
この度、給食費の算定方法を下記のとおり変更することになりましたのでお知らせします。

記

1 変更理由

給食の実施回数は校種ごとに一律としていましたが、平成31年度より一定範囲の中で各学校で決定することができるようになりました。

これにより年間の給食実施回数が学校ごとに異なるようになるため、給食費についても算定方法を見直すこととしました。

2 算定方法

平成31年度以降の給食費は「教育委員会が定める1食当たりの金額×年間給食実施予定回数」で算出される金額を年間の金額とします。

従来の「月単位の金額」は設定せず、通年・年度途中の転出入等を問わずすべて「1食あたりの金額」を基礎として算定します。

3 その他

実施予定回数や各月の徴収金額等の詳細については、各学校で決定しお知らせします。

今回の変更についてご不明な点等がありましたら下記までお問い合わせください。
港区教育委員会事務局学務課保健給食係 03-3578-2737